

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 総則

一 目的

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の目的に沖縄の自主性の尊重を追加することその他
所要の規定の整備を行うこと。
（第一条関係）

二 定義

情報通信産業の定義の変更その他所要の規定の整備を行うこと。
（第三条関係）

第二 沖縄振興計画等

一 沖縄振興基本方針

1 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
（第三条の二第一項関係）

2 基本方針は、所要の事項について定めるものとする。
（第三条の二第二項関係）

3 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬものとする。
（第三条の二第三項関係）

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くと

ともに、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。 (第三条の二第四項関係)

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。 (第三条の二第五項関係)

二 沖縄振興計画

1 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。 (第四条第一項関係)

2 沖縄振興計画は、所要の事項について定めるものとする。 (第四条第二項関係)

3 2に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、所要の事項を定めるよう努めるものとする。 (第四条第三項関係)

4 沖縄振興計画は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならないものとする。 (第四条第四項関係)

5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。 (第四条第五項関係)

6 内閣総理大臣は、5の規定により沖縄振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。この場合において、関係行政機関の長は、当

該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができるものとする。

(第四条第六項関係)

7 内閣総理大臣は、5の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができるものとする。

(第四条第七項関係)

8 内閣総理大臣は、5の規定により提出された沖縄振興計画について7の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならないものとする。

(第四条第八項関係)

三 国の援助

国は、沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うように努めなければならないものとする。

(第五条関係)

第三 産業の振興のための特別措置

観光の振興

[一] (一) 観光地形成促進計画等

観光振興計画に係る規定を廃止し、新たに次の措置を講じるものとする。

一 観光地形成促進計画の作成等

1 沖縄県知事は、国内外からの観光客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができるものとする事。

（第六条第一項関係）

2 観光地形成促進計画は、高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めるものとする事。

（第六条第二項関係）

3 2に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、2の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする事。

（第六条第三項関係）

4 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする事。

（第六条第四項関係）

5 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないものとする事。

（第六条第五項関係）

6 主務大臣は、5の規定により観光地形成促進計画の提出があつた場合においては、その内容に関係

行政機関の長に通知しなければならないものとする。

(第六条第六項関係)

7 主務大臣は、5の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができるものとする。

(第六条第七項関係)

二 観光地形成促進計画の実施状況の報告等

1 沖縄県知事は、一5の規定により提出された観光地形成促進計画（以下「提出観光地形成促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

(第七条第一項関係)

2 主務大臣は、一2の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

(第七条第二項関係)

3 主務大臣は、2の期間が経過した後においてもなお一2の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出観光地形成促進計画の廃止又は変更を勧告することができるものとする。

(第七条第三項関係)

三 課税の特例

提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した法人について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。 （第八条関係）

四 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定める事。 （第九条関係）

五 資金の確保等及び公共施設の整備

国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする事及び当該区域における観光の振興を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする事。 （第十条及び第十一条関係）

[二] 観光の利便性の増進等に係る規定の廃止

観光の利便性の増進等に係る規定を廃止すること。 （旧第十条から旧第十五条関係）

[三] 外国人観光旅客の来訪の促進

1 沖縄県知事は、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を定め、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。こと。
(第十二条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、1の規定による認定の申請があつた場合において、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画が所要の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。こと。
(第十二条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、2の認定をしようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならないものとする。こと。
(第十二条第三項関係)

4 2の認定を受けた沖縄県知事が行う沖縄の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、沖縄において、沖縄特例通訳案内士となる資格を有するものとする。こと。
(第十四条第四項関係)

5 独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の沖縄への来訪等を促進するため、所要の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。
(第十五条及び第十六条関係)

[四] 環境保全型自然体験活動

観光振興計画に係る規定を廃止したことに伴う所要の規定の整備を行う。こと。

(第二十一条及び第二十五条関係)

[五] 観光振興のための免税等

一 輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除

沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除するものとする。

（第二十六条関係）

二 航空機燃料税の軽減

沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域（一定の地域を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減するものとする。

（第二十七条関係）

(二) 情報通信産業の振興

情報通信産業振興計画に係る規定を廃止するとともに、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別

地区の指定等に係る所要の規定の整備を行うこと。

(第二十八条から第三十四条関係)

(三) 産業高度化・事業革新促進計画等

産業高度化地域に係る規定を廃止し、新たに次の措置を講じるものとする。

一 産業高度化・事業革新促進計画の作成等

1 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができるものとする。

(第三十五条第一項関係)

2 産業高度化・事業革新促進計画においては、産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めるものとする。

(第三十五条第二項関係)

3 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

(第三十五条第三項関係)

4 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないものとする。

(第三十五条第四項関係)

5 主務大臣は、4の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

(第三十五条第五項関係)

6 主務大臣は、4の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができるものとする。

(第三十五条第六項関係)

二 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等

1 沖縄県知事は、一4の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画(以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

(第三十五条の二第一項関係)

2 主務大臣は、一2の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

(第三十五条の二第二項関係)

3 主務大臣は、2の期間が経過した後においてもなお一2の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができるものとする。

(第三十五条の二第三項関係)

三 産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等

1 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において

製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。

（第三十五条の三第一項関係）

2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、所要の事項を記載し、所要の書類を添付しなければならないものとする。

（第三十五条の三第二項及び第三項関係）

3 沖縄県知事は、1の規定による認定の申請があつた場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切であり、産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであるときは、その認定をするものとする。

（第三十五条の三第四項関係）

4 3の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならないものとする。

（第三十五条の三第五項関係）

5 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革

新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第三十五条の三第七項関係)

6 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(第三十五条の四関係)

7 沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第三十五条の五関係)

四 課税の特例

提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十六条関係)

五 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について

定めること。

(第三十七条関係)

六 資金の確保等及び施設等の整備

国及び地方公共団体は、事業者が行う提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。及び当該区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な施設等の整備の促進に努めるものとする。

(第三十八条及び第三十九条関係)

七 農地法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の土地を六に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化及び事業革新が促進されるよう配慮するものとする。

(第四十条関係)

(四) 国際物流拠点産業集積地域

一 自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度に代えて、国際物流拠点産業集積地域制度を設けることとしたことに伴う所要の規定の整備を行うこと。

(第四十一条から第五十一条関係)

二 特別自由貿易地域活性化計画に係る規定を廃止すること。 (旧第五十二条から旧第五十四条関係)

(五) 金融業務特別地区

金融業務特別地区に係る所要の規定の整備を行うこと。 (第五十六条及び第五十八条関係)

(六) 農林水産業の振興

農林水産業振興計画の作成等に係る規定を廃止することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第六十条から第六十二条関係)

(七) 電気の安定的かつ適正な供給の確保

一 産業高度化地域制度に代えて、産業高度化・事業革新促進地域制度を設けることとしたことに伴う所要の規定の整備を行うこと。 (第六十五条第一項関係)

二 一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除するものとする。 (第六十五条第二項関係)

(八) 中小企業の振興

経営基盤強化の支援に係る規定を廃止すること。 (旧第六十七条から旧第七十一条関係)

第四 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

職業安定計画の作成等に係る規定を廃止することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第七十五条から第七十七条及び第八十一条関係)

第五 文化の振興等

一 地域文化の振興

沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針の作成に係る規定を廃止すること。(旧第八十四条第二項関係)

二 良好な景観の形成

国及び地方公共団体は、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事。(第八十四条の二関係)

三 子育ての支援

国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする事。(第八十四条の三関係)

四 科学技術の振興等

1 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及

びその成果の普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事。

(第八十五条第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、沖縄における研究機関及び研究開発を行う事業者の集積並びに科学技術に関する国際的な拠点の形成を図るため、琉球大学、沖縄科学技術大学院大学その他の研究機関と事業者その他の関係者との間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事。

(第八十五条第二項関係)

第六 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

一 国及び地方公共団体は、新たな沖縄における公共交通機関に関し、その在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする事。

(第九十一条第二項関係)

二 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実に等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に適切な配慮をするものとする事。

(第九十二条の二関係)

第七 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

一 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)の定めるところに

よるものとする。

(第九十五条関係)

二 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等、大規模跡地の指定等及び大規模跡地給付金の支給等に係る規定を廃止すること。
(旧第九十五条から旧百四条関係)

第八 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

一 沖縄振興交付金事業計画の作成

1 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等を実施するための計画（以下「沖縄振興交付金事業計画」という。）を作成することができるものとする。 (第百五条の二第一項関係)

2 沖縄振興交付金事業計画には、所要の事項を記載するものとする。

(第百五条の二第二項関係)

3 沖縄振興交付金事業計画には、2に掲げる事項のほか、所要の事項を記載するよう努めるものとする。
(第百五条の二第三項関係)

4 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴くよう努めるものとする。
(第百五条の二第四項関係)

5 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画に沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しよ

うとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならないものとする。

(第百五条の二第五項関係)

6 沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第百五条の二第六項関係)

二 交付金の交付等

1 沖縄県知事は、2の交付金を充てて沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該沖縄振興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。

(第百五条の三第一項関係)

2 国は、沖縄県に対し、1の規定により提出された沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。

(第百五条の三第二項関係)

3 国は、2に規定する経費に第百五条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、2の交付金の額を算定するものとする。

(第百五条の三第三項関係)

4 2の交付金を充てて行う事業等に要する費用については、第八十九条第六項及び第百五条第一項か

ら第三項までの規定並びに他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。こと。
(第百五条の三第四項関係)

5 1から4に定めるもののほか、2の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定めるものとする。こと。
(第百五条の三第五項関係)

第九 雑則等

1 主務大臣等及び罰則について所要の規定の整備を行うこと。

2 沖縄振興特別措置法の有効期限を十年間延長することその他同法の附則について所要の規定の整備を行うこと。

第十 その他(附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。